

一関保健所長告示第1号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年4月8日

一関保健所長 橋本 功

訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0360990006	一関訪問看護ステーション	一関市中央町二丁目3番18号	一関市山目町三丁目5番8号	平成20年4月1日